

No.	該当条文	御意見の内容(要旨)	市の考え方	修正の有無
1	(定義) 第2条第2項	手話ができる難聴者は、「ろう者」に含まれますか。	<p>含まれます。</p> <p>条例案では、「聴覚障害者のうち手話を使って生活している者」を「ろう者」と定義しています。</p> <p>補聴器を使えばある程度聞こえる人から全く聞こえない人まで、聞こえの程度は様々でしょうが、この条例案では、話し言葉や周囲の音が聞こえなかったり、聞こえにくかったりする状態の人であれば、広く聴覚障害者と捉えています。</p> <p>また、先天的な聴覚障害の人であろうと、後天的な、例えば大人になってから聴覚障害になった人であろうと区別していません。</p> <p>これらの聴覚障害者のうち、手話を使って生活している人を「ろう者」としています。</p> <p>生活の中での手話の使用割合も問題にしません。手話を使って生活している聴覚障害者であれば、広く「ろう者」と捉えています。</p> <p>(音声言語・文字言語の)日本語があまり得意ではないため、会話は専ら手話に依っている聴覚障害者から、(音声言語・文字言語の)日本語も達者なため、生活の場面場面で(音声言語・文字言語の)日本語と手話とを使い分けている聴覚障害者まで、広く「ろう者」としています。</p>	無
2	(市民の役割) 第5条	福祉施設の役割も規定する必要があると思う。	<p>条例案の第5条に、市民団体と事業者も含んだ「市民」の役割を規定しています。このうち事業者とは、市内で医療、福祉、商業、工業、金融業その他の事業活動を行う全ての事業者を指します。</p> <p>障害者支援施設、老人福祉施設、児童福祉施設など、市内で社会福祉施設を運営する社会福祉法人も事業者に含まれます。</p> <p>条例案の第5条により、福祉施設も、手話への理解や手話の普及など、手話を使いやすい環境の整備に努めることとなります。</p>	無
3	(市民の役割) 第5条第4項、第5項	<p>会社で働くろう者が、社内で上司や同僚と円滑にコミュニケーションが図れることは、とても大切なことです。</p> <p>そのため、会社が、社内で従業員向けの手話研修を開きたいときなどに、開催方法につき聞いたり、相談できる機関を市に設置してほしい。</p>	<p>条例ができることによって、社内で手話研修に取り組む市内事業者が増えていくことを期待しています。</p> <p>手話研修の開催方法など、どのようにすれば良いのか聞きたい場合には、市役所地域福祉課に相談してください。助言やどのようなお手伝いができるのかなど、市も一緒に考えます。</p> <p>事業者を含む市民の間に、手話への理解や手話の普及など、手話を使いやすい環境の整備が進んでいくことが条例の目指すところなので、条例ができましたら、市としてもその普及啓発などに努めていきます。</p>	無
4	(市の取組) 第7条第1項第4号	小学校、中学校、高校などでも手話を勉強してほしい。	<p>市立学校については、条例案の検討段階で市教育委員会とも庁内協議を行っており、条例施行に伴い、児童や生徒が手話に接し、手話に親しむ機会を増やしていくよう努めていきます。</p> <p>市内の県立学校や私立学校については、条例施行により、そうした機会が増えていくことを期待しており、市としても関係機関に働きかけていきます。</p>	無

5	(市の取組) 第7条第1項第4号	インテグレーション経験により、ろう学校ではなく通常学校を卒業したため、手話ができない聴覚障害者もいます。 それらの聴覚障害者が手話を学ぶための講習会もあれば良いと思う。	現在は、手話を学びたい聴覚障害者には、手話サークルを紹介しています。 手話サークル活動への参加を通して手話が上達し、今では市主催の手話講習会の講師をしていただいている方もいます。 今後も、手話を勉強したい聴覚障害者のニーズなどを踏まえ、市の取組について検討していきます。	無
6 7	条例案全体	条例による今後の取組に期待等する意見 [「条例を作っただけで終わらせないようにしてほしい。条例ができてから、条例による取組が確実に実施され、継続されていくことを願う。」など] 【2件】	市も、条例ができることによって、市民(市民団体と事業者も含まれます。)の間に手話への理解や手話の普及が進み、あらゆる場面で手話ができるような社会(焼津市)となっていくことを期待しています。 条例ができましたら、市もその普及啓発に努め、条例に基づく取組をしっかりと継続して実施していきます。	無
8 ~ 11	条例案全体	条例案全体について賛同する意見 [「条例を作って手話を広める取組を進めることに賛同する。」など] 【4件】	条例案に賛同する御意見をいただき、ありがとうございます。手話は言語であるとの認識に基づいて、あらゆる場面で手話ができるような社会(焼津市)となるよう、市民と市(市役所)とが一体となって取り組んでいくための条例です。 条例ができましたら、手話の普及等のための施策を一層推進していきますので、市民の皆様のご協力をお願いします。	無